5　Summary

⑴　Contracting Entity : Toshikazu Ishii, Executive Director, National Research Institute for Earth Science and Disaster Prevention

⑵　Classification of the products to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction of submarine equipments and cables (Off Boso route)

⑷　Time-limit for tender : 5 : 00 p.m. 18 March 2013.

⑸　Contact point for the notice : Sachi Iijima, Contracy Team, General Affairs Department, National Research Institute for Earth Science and Disaster Prevention, 3―1 Tennodai Tsukuba City Ibaraki Prefecture. 305―0006 Japan. TEL 029―863―7738

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年1月24日

独立行政法人都市再生機構

首都圏ニュータウン本部

千葉ニュータウン事業本部

本部長　佐々木公陽

◎調達機関番号　599　◎所在地番号　12

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　千葉北部地区平成25年度公共都計道3・1・2号線本埜工区道路他工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　千葉県印西市つくりや台、みどり台、角田外、白井市復外、船橋市小室町

⑷　工事内容

都計道3・1・2号線（北千葉道路）

道路工　W＝8.75m　L＝2,200m

舗装工　W＝8.75m　L＝3,300m

A＝58,780㎡

都計道3・3・5号線（北環状線）

神崎川橋梁（下り線）耐震補強

橋台2基、橋脚10基

壁無し交差点整備　排水工

□600×600　L＝5m、

□1,500×1,500　L＝18m

道路引継整備

112A橋橋面補修　L＝177m、

角田地区界道路補修　W＝3.9m

L＝300m

その他引継関連整備　1式

河川整備

戸神川関連

重力式擁壁工　H＝1.5m　L＝330m、

コンクリート水路　B＝400

L＝910m、

樋管φ600　1基

古新田橋梁

BOXカルバートH＝3100×B＝4000

L＝22m、

補強土護岸4段L＝50m

七次橋　PC橋1橋、

樋管φ600　1基

河川引継関連整備工事　1式

設計・施工

白井停車場線汚水排水　φ150　L＝300m

都計道3・3・4号線外道路　W＝21～25m　L＝920m

道路引継関連　雨水排水管補修　1箇所

北千葉道路橋梁耐震補強

橋台2基、橋脚1基

暫定施設撤去　2箇所

・工期　契約締結の翌日から平成26年3月31日まで

一部完成工期　平成25年9月30日まで

河川引継（亀成川調節池）

一部完成工期　平成25年10月31日まで

道路引継整備

一部完成工期　平成25年12月28日まで

河川引継（和泉川調節池・戸神川調節池・角田川調節池）

一部完成工期　平成26年1月15日まで

暫定施設撤去1箇所

一部完成工期　平成26年3月15日まで

古新田川橋梁・北環状線神崎川橋梁（下り線耐震補強

⑸　工事実施形態

①　本工事は、申請時に「企業の技術力」について記述した競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（タイプC）の工事である。

②　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後VE方式の試行工事である。

③　本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、当機構首都圏ニュータウン本部千葉ニュータウン事業本部長（以下「本部長」という。）の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札の承諾申請に関しては、首都圏ニュータウン本部千葉ニュータウン事業本部業務部総務経理チームに承諾願を提出して行うものとする。この場合において、承諾願の様式及び添付書類並びに紙入札承諾の基準については、電子入札運用基準（電子入札ホームページ http://www.ur-net.go.jp/order/e-bid/にて公開）による。

④　本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。

⑤　本工事は、入札価格の積算内訳において、一定の基準に満たない者に対しては、項目の追加等による厳格な低入札価格調査を実施する試行工事である。

⑥　本工事は、低入札価格調査対象となった者と契約を行う場合、監理技術者と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。

⑦　本工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）を契約の相手とする工事である。

⑧　本工事は品質確保等の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実施できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

⑨　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、VE提案の可否を反映して競争参加資格の確認、提案に基づく入札の可否について競争参加者を決定の上、競争参加者は認められた自らの提案に基づき入札を行う、入札時VE方式の試行工事である。

⑩　本工事の施工に当たっては、基本設計等に対する詳細設計を実施し、施工を行う設計・施工一括発注方式の試行工事である。

⑪　本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられ、また「船橋地区」においては、管理者協議等により施工時期等が「白井地区」と異なることが想定されるため、「印西地区」、「白井地区」、「船橋地区」ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行工事」である。

2　競争参加資格　競争に参加を希望する者は次の⑴～⑬に掲げる条件をすべて満たしている者を構成員として下記⑮の共同企業体構成基準に基づいて結成された特定建設工事共同企業体であり、かつ、下記⑭に基づき当機構から本工事に係る競争参加資格の認定を受けた特定建設工事共同企業体でなければならない。

⑴　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

⑵　当機構関東地区における平成23・24年度の一般競争参加資格について、次に掲げる認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都圏ニュータウン本部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

当機構関東地区における土木工事に係る平成23・24年度の一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が1,200点（特定建設工事共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあたっては、1,150点）以上であること。（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点（特定建設工事共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点以上であること。）

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑸　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において重大な瑕疵が認められるにも係らず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。